

## 納 材 証 明 書

平成 年 月 日

申請者	住所			
	氏名	様		
	納材者	主たる事務所の所在地		
		氏名又は名称		印

建築場所				
施工業者	主たる事務所の所在地		氏名又は名称	
延床面積	住宅部分	m <sup>2</sup>	併用部分	m <sup>2</sup>

### 納 材 内 容 (m<sup>3</sup>)

部 材 名	県 産 木 材	外材・他県製材	合 計	県産木材の入手先（産地・素材・製材品等の取扱業者名等）
構 造 材 <small>（内、ひょうご県産認証木材製品）</small>	（内、 ）		（内、 ）	① 製品市場名等  ② 製材業者名  ③ 原木木材市場名  ④ 素材生産業者名  ⑤ 生産地（市町名）
造 作 材				
下 地 材				
そ の 他				
合 計	A （内、 ）		B （内、 ）	
既存住宅長寿命化、リフォームに伴う県産木材の納材量			m <sup>3</sup>	※当欄が不足する場合は別紙を添付すること

### 兵庫県木材業協同組合連合会記入欄

県産木材使用量 (A)	m <sup>3</sup>	確 認 結 果
（内、ひょうご県産認証木材製品	m <sup>3</sup> ）	
全木材使用量 (B)	m <sup>3</sup>	
県産木材使用率 (A ÷ B × 100)	%	
県産木材による内装木質化面積 確 認	m <sup>2</sup>	
年 月 日		
氏名		印

注1: この証明書は、県産木材・ひょうご県産認証木材製品使用住宅証明申請書（様式第4号）を提出するときに添付すること。  
 2: 「県産木材」とは、兵庫県内の森林で生産された丸太を原材料として、県内の製材業者等で加工された製品のことをいいます。ただし、県内で加工出来ない製品については、県内の森林で生産された丸太を原材料として使用している製品であることを証明できる場合は、県産木材とみなすことができます。

(様式第5号 別紙)

## 県産木材の入手先

①製品市場等	名称					
	所在地					
②製材業者	名称					
	所在地					
③原木市場	名称					
	所在地					
④素材生産業者	名称					
	所在地					
⑤生産地(市町名)						

- 1 所在地は市町名まで記入すること。
- 2 入手先が複数にわたる場合は、それぞれ別に記入すること。